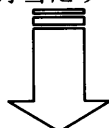


電気・ガス・灯油代の家計負担の状況（年間）

（単位：円）

	年間収入五分位階級					単身世帯 無職 65歳～
	I ～268万円	II ～396万円	III ～540万円	IV ～778万円	V 778万円～	
光熱・水道	(12,669)	(16,598)	(18,407)	(20,515)	(24,419)	(11,630)
	152,029	199,174	220,881	246,187	293,027	139,560
電 気 代	(5,277)	(6,880)	(7,758)	(8,762)	(10,884)	(5,122)
	63,321	82,564	93,099	105,147	130,605	61,464
都 市 ガ ス 代	(3,448)	(4,241)	(4,691)	(5,567)	(6,677)	(3,293)
	41,375	50,899	56,289	66,805	80,122	39,516
プロパンガス代	(4,019)	(5,084)	(5,213)	(5,360)	(5,131)	
	48,225	61,004	62,564	64,324	61,576	
灯 油 代	(1,131)	(1,473)	(1,528)	(1,482)	(1,652)	…
	13,577	17,685	18,330	17,788	19,812	…
平均年間収入	179万円	332万円	463万円	648万円	1,144万円	149万円
平均世帯人員	1.44人	2.16人	2.63人	3.05人	3.43人	

- 備考 1 総務省「家計調査（2007年）」の総世帯データから作成した。
 2 都市ガス及びプロパンガスについては、家計調査の品目別支出金額及び購入頻度から算出した。
 ただし、単身世帯については品目別データがないことから、調査結果の「ガス代」部分を記載した。
 3 () 内には、1月当たりの使用料（購入代金）を記載した。



○ 年間収入五分位階級 I 世帯の 1 月当たりの推定使用（購入）量及び炭素税導入による負担額

	電 気	都市ガス	プロパンガス	灯 油
推定使用（購入）量	240kwh	20m ³	6 m ³	13 l
負 担 額	86円	27円	24円	10円

- 備考 1 使用（購入）量は、次のものを参考に推定した。
 ① 電 気：東京電力の料金表（電灯従量契約30A）
 ② 都市ガス：東京ガスの料金表
 ③ LPガス：石油情報センター「液化石油ガス価格分布状況」等
 ④ 灯 油：石油情報センター「民生用灯油価格調査（配達価格）」等
 2 負担額は、炭素税の税率を環境省の環境税（案）である炭素トン当たり2,400円と仮定し算出。灯油については、税率を1/2とした。
 3 環境税（案）では、家計の年間負担額を約2,000円と試算している。

18. 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

(付 個人住民税課税最低限)

	所得税 (初年分)				所得税 (平年分)				(付) 個人住民税			
	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人	単身者	夫婦のみ	夫婦1人	夫婦2人
昭和 9 ~11年	円	円	円	円								
16	1,500	1,500	1,625	1,750								
	720	920	1,120	1,320								
	千円	千円	千円	千円								
25	29	43	57	71	千円	千円	千円	千円	前年の所得税(初年分)と同じ			
30	93	143	174	205	100	150	181	212				
35	118	210	250	289	118	210	250	289	千円	千円	千円	千円
40	196	351	413	474	202	360	425	491	136	228	268	307
45	344	580	728	880	347	587	741	900	281	427	534	640
48	439	710	916	1,121	451	725	937	1,149	353	552	706	865
49	705	950	1,181	1,507	778	1,031	1,039	1,707	403	643	829	1,016
50	800	1,073	1,418	1,830					661	860	1,039	1,218
51	800	1,073	1,418	1,830					726	926	1,105	1,309
52・53	831	1,136	1,569	2,015					737	947	1,147	1,418
54	831	1,136	1,569	2,015					747	968	1,178	1,490
55	831	1,136	1,569	2,015					757	989	1,221	1,584
56	831	1,136	1,569	2,015	(770)	757	(1,040)	989	(1,350)	1,221	(1,757)	1,584
57・58	831	1,136	1,569	2,015	(770)	757	(1,130)	989	(1,500)	1,221	(1,885)	1,584
59	967	1,322	1,833	2,357	(790)	817	(1,170)	1,096	(1,585)	1,471	(2,000)	1,888
60	967	1,322	1,833	2,357	(860)	892	(1,240)	1,172	(1,600)	1,471	(2,021)	1,912
61	967	1,322	1,833	2,357	(880)	892	(1,280)	1,172	(1,692)	1,471	(2,135)	1,912
62	967	1,551	2,091	2,615	(880)	892	(1,280)	1,172	(1,692)	1,471	(2,135)	1,912
63	967	1,556	2,095	2,619	(880)	913	(1,280)	1,365	(1,692)	1,817	(2,135)	2,261
平成 元年	1,075	1,928	2,484	3,198	(890)	913	(1,300)	1,365	(1,735)	1,817	(2,192)	2,261
2	1,075	1,928	2,484	3,198	(990)	1,021	(1,420)	1,690	(1,821)	2,166	(2,307)	2,722
3	1,075	1,928	2,484	3,198	(990)	1,032	(1,480)	1,738	(1,907)	2,230	(2,392)	2,801
4	1,075	1,928	2,484	3,198	(990)	1,032	(1,520)	1,738	(1,964)	2,230	(2,450)	2,801
5	1,075	1,928	2,484	3,277	(990)	1,032	(1,580)	1,738	(2,050)	2,230	(2,535)	2,801
6	1,075	1,928	2,484	3,277	(990)	1,032	(1,633)	1,738	(2,121)	2,230	(2,607)	2,849
7	1,107	2,095	2,698	3,539	(990)	1,053	(1,633)	1,833	(2,121)	2,357	(2,607)	3,007
8・9	1,107	2,095	2,698	3,539	(990)	1,053	(1,633)	1,857	(2,142)	2,380	(2,628)	3,031
10	1,107	2,095	2,698	3,616	(1,000)	1,053	(1,666)	1,857	(2,185)	2,380	(2,685)	3,031
11	1,107	2,095	2,857	3,821	(1,000)	1,053	(1,683)	1,857	(2,200)	2,380	(2,700)	3,063
12・13	1,144	2,200	2,833	3,842	(1,000)	1,088	(1,700)	1,950	(2,214)	2,500	(2,714)	3,250
14・15	1,144	2,200	2,833	3,842	(1,000)	1,088	(1,766)	1,950	(2,271)	2,500	(2,771)	3,250
16	1,144	1,566	2,200	3,250	(1,000)	1,088	(1,750)	1,950	(2,257)	2,500	(2,757)	3,250
17	1,144	1,566	2,200	3,250	(1,000)	1,088	(1,750)	1,455	(2,257)	1,950	(2,757)	2,700
18 ~	1,144	1,566	2,200	3,250	(1,000)	1,088	(1,700)	1,455	(2,214)	1,950	(2,714)	2,700

(備考) 1. 昭和9~11年については、扶養親族に年齢制限があるため、配偶者は控除を受けられないものとして計算した。

昭和40年については、夫婦1人、子2人の場合の子供は13歳未満として計算した。

昭和58年については、「昭和58年分の所得税の臨時特例等に関する法律」を加味していない。

昭和62年については、「昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律」を加味している。

平成元年分以降の所得税及び平成2年度以降の個人住民税については、夫婦2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとして計算した。なお、平成11年の所得税については、夫婦子

1人の場合の子供は16歳未満として計算し、夫婦2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとし、1人を16歳未満であるものとして計算した。

2. 昭和40~49年については、改正初年分の人的控除の引上げ幅が平年分の4分の3に圧縮されていた。

3. 社会保険料控除については、第16表(1)の備考を参照のこと。なお、昭和25年以前は社会保険料を加味していない。

4. 個人住民税については、昭和40年度は道府県民税と市町村民税の課税最低限が異なるので、市町村民税の課税最低限を記載した。また、昭和56年度からの()書は非課税限度額である。昭和59年度は「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」による減税を適用した後のものである。